

第 3 0 回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和 6 年 1 0 月 9 日（水）

農村環境改善センター 農事研修室

第30回大網白里市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和6年10月9日（水）

2、開催場所 農村環境改善センター 農事研修室

3、招集者 大網白里市農業委員会会長 内山 充 弘

4、出席委員（16名）

1番	平 賀 久 雄	2番	齊 藤 義 信
3番	小 川 一 成	4番	宍 倉 喜八郎
5番	川 寄 篤 之	6番	増 田 健 二
8番	加藤岡 一 弘	9番	内 山 充 弘（会長）
10番	中 村 和 敏	11番	川 嶋 一 美
12番	板 倉 小百合	13番	内 海 亮 一（会長職務代理者）
14番	梅 原 英 男	15番	齋 藤 重 幸
16番	鵜 澤 英 夫	17番	今 関 喜 明

5、欠席委員（1名）

7番 平 賀 武

6、議事日程 第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
（整理番号1～4）

第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
（整理番号1）

第5 議案第3号 大網白里市農用地利用集積計画の所有権移転について
（整理番号1）

第6 議案第4号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について
（利用権設定）

第7 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
（整理番号1）

第8 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
（整理番号1）

第 9 報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
(整理番号 1)

第 10 報告第 4 号 農地の転用事実に関する照会について
(整理番号 1 ～ 1 1)

7、農業委員会事務局職員

事務局長	野 口 裕 之	主 査	片 岡 和 信
主任書記	長谷川 聡 彦	書 記	谷 口 智

◎開 会

○議長 ただいまより、第30回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は、17名中、16名で定足数に達しておりますので、第30回大網白里市農業委員会総会は成立しております。

なお、本日は、平賀武委員から所用のため、欠席の旨連絡がありましたことを報告いたします。

(午後 3時02分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。

議事録署名委員は議長から指名させていただくことで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、議事録署名委員は、鵜澤英夫委員及び今関喜明委員にお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 続きまして、日程第2、会議書記の指名は、事務局職員の片岡主査を指名いたします。

◎議案第1号(整理番号1～3)

○議長 続きまして、日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

なお、議案第1号の案件は4件予定されております。

本来は一括審議を行うところでございますが、営農型発電設備に関連する案件がございます。

別添資料の「第30回大網白里市農業委員会総会、議案第1号及び議案第2号の関連について」、ご覧ください。

議案第1号、整理番号4の案件は、日程第4、議案第2号の「農地法第5条の規定による許可申請について」の整理番号1の案件と関連があります。

つきましては、議案第1号の整理番号1から3については審議を行い、議案第1号の整理番号4は、議案第2号の整理番号1で一括して上程し、審議をお願いしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がないとのことでございますので、それでは、事務局から議案第1号、整理番号1から3について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は、四天木乙字申高、地目、田の1筆、面積320㎡を売買により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は経営規模を拡大するため、義務者は耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の1ページをご覧ください。

赤で示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料1ページから4ページまでになります。

1ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の〔1〕基本要件は、全て該当しないものと思われま

す。次に、整理番号2、申請地は、山口字下田、地目、田の3筆、大網字中橋、地目、田の1筆、永田字寺ノ下、地目、田の3筆、及び永田字北沼、地目、田の1筆、合計面積6,651㎡を贈与により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は後継者として稲作技術習得のため、義務者は高齢により、耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面2ページ、3ページをご覧ください。

赤で示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料5ページから13ページまでになります。

5ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の〔1〕基本要件は、全て該当しないものと思われま

す。次に、整理番号3、申請地は、大網字東宮谷、現況 地目、畑の1筆、面積42㎡を売買により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書の通りでございます。

申請理由は、権利者は耕作地に隣接しているため、義務者は申請人の申し出によるため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面 4 ページをご覧ください。

赤で示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料 1 4 ページから 1 7 ページまでになります。

申請地は、令和 6 年 3 月 8 日開催の第 2 3 回大網白里市農業委員会総会にて、義務者において、申請地を含む 3 筆を農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可を得て、取得しているものです。

申請地は、隣接の土地と一体的に権利者がこれまで耕作していたことから、改めて権利者の申し出により所有権移転を行いたいとのことでした。

1 4 ページをご覧ください。

「農地法第 3 条における審議事項確認書」の〔1〕基本要件ですが、「全部効率利用が認められない場合」、「⑨遊休農地有無」に、「有り、今後農地を適正に管理していく旨の書面提出あり」と記載している内容について、ご説明いたします。

権利者が所有する農地に遊休農地がございますが、権利者によると遊休農地になっている農地は、自己所有地との認識がなかったとのことであり、今後、隣接農地に影響を及ぼすことのないように適正に管理する旨の書面の提出がありました。

全部効率利用が認められない場合の遊休農地がありますが、先程、説明しました書面により、該当しないいたしました。

このことから、「農地法第 3 条における審議事項確認書」の〔1〕基本要件は、全て該当しないと思われます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号 1 の案件につきましては、川嶋一美委員、お願いいたします。

○川嶋委員 議案第 1 号整理番号 1 について、調査報告を申し上げます。

事務局の説明の通りですが、10月5日に吉原推進委員と現地確認し、義務者には電話で話しを聞いたところ、本件については間違いはないということです。

義務者の実家は権利者の隣で、両親が亡くなり義務者は農業をしていないため、隣家の権

利者へ相談したところ、了承していただいたということでことです。

権利者は農業認定者であることから、農機具が揃っており問題ないと思いますが、皆様の慎重なご審議をお願いします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号２の案件につきましては、川寄篤之委員、お願いいたします。

○川寄委員 議案第１号整理番号２について、調査報告を致します。

申請理由は事務局説明の通りです。

調査には、１０月１日に関本推進委員とで、義務者宅に伺いましたが、不在でした。

電話にて話を聞いたところ、高齢の為、耕作できず、次期後継者である権利者に稲作技術習得させるため、ということでした。

耕作地はきれいに管理されていました。

権利者には電話で話しを聞いたところ、申請内容に間違いないので、よろしく願います。ということでした。

機械等は義務者の所有するものを使い耕作するそうです。

問題はないと思いますが、慎重審議よろしくお願い致します。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号３の案件につきましては、小川一成委員、お願いいたします。

○小川委員

議案第１号、整理番号３について、報告します。

権利者については、電話で確認しました。

理由としては事務局の説明の通りです。

申請地は、権利者の亡くなった先代と義務者の前所有者との間で土地の交換をする約束をしていましたが、所有権移転の手続きをされていなかったことが、今回、義務者からの連絡で判明したとのことです。

今まで申請地の土地と一体的に耕作していたことから、今回、改めて権利者へ所有権移転を行いたいとのことでありました。

また、義務者からは、申請内容に間違いはないとのことです。

申請地は、野菜など作付けされており、問題ないと思います。

皆様の慎重なご審議、お願いします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1から3について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともにならないようですので、これにて議案第1号の整理番号1から3に対する質疑を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

○議長 議案第1号、整理番号1について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号1は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第1号、整理番号2について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号2は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第1号、整理番号3について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号3は、原案のとおり許可することに決定いたします。

◎議案第2号(整理番号1)

◎議案第1号(整理番号4)

○議長 続きまして、日程第4、議案第2号、「農地法第5条の規定による許可申請について」、を議題とします。

事務局から議案第2号について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明の前に申し訳ございませんが、議案書の訂正がございます。

議案書の3ページをご覧ください。

義務者の住所が間違っておりました。

正しい住所につきましては、前の２ページ、整理番号４の義務者の住所が正しいものになりますので、訂正をお願いいたします。

では、ご説明申し上げます。議案書の３ページをご覧ください。

整理番号１、でございますが、議案第１号、整理番号４の案件と関連がありますので、一括して説明させていただきます。

申請地は、駒込字南柳島、地目、畑の１筆、面積１，１１８㎡の一部に賃借権を設定し、営農型太陽光発電設備を設置するため、支柱の部分について、引き続き、一時転用しようとするものでございます。

転用面積は、０．３６２㎡であります。

権利者および義務者は、議案書のとおりです。

申請位置は、別添資料の図面の３ページをご覧くださいまして、青で示す箇所であります。

計画の詳細は、別添の詳細資料、１８ページから３９ページまでとなります。

計画の概要は、太陽光パネルを張るための支柱６０本を設置するものでございます。

事業を行う理由は、申請地を借受け、引き続き、太陽光発電事業を行うために計画されたとのことであります。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準であります。

申請地は、農振農用地域内に該当しております。

農用地域内の農地は、原則として許可することができない農地であります。例外許可として、営農型太陽光発電設備の支柱については、一定の要件を満たせば３年以内の一時転用を許可することができ、更新も可能であります。

その要件といたしましては、簡易な構造で容易に撤去できること、太陽光パネルの角度や間隔は農作物の生育に適した日照量を保った設計であり、支柱の高さや間隔は、農作業に必要な農業機械等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていること、下部の農地における単収が、同じ地域の平均的な単収と比較しておおむね２割を超える減少が見込まれないこと、当該設備を撤去するのに必要な資力があること、などになります。

さらに、この一時転用を許可する際には、営農の適切な継続が確保されることとして、生産された農作物の状況を毎年報告するほか、営農が行われない場合または営農型発電設備事業を廃止する場合は、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること、などの条件を付することとされております。

本申請は、直径７６ミリメートルの支柱を３．２メートル間隔に立てて、太陽光パネルを

張るものであり、簡易な構造で容易に撤去できるほか、農作物の生育に適した日照量や農業機械の利用が可能な空間が確保されているものと思われます。

続きまして、一般基準であります。

はじめに、農地転用目的実現の確実性につきましては、撤去費用の全額を自己資金で賄う資金計画となっております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認したところ、支障ないものと考えられます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じる恐れにつきましては、太陽光パネル等の下部で営農を継続されることから、土砂の流出などを発生させる恐れはないものと考えられます。

次に、営農計画につきましては、営農者において、太陽光発電設備を設置する農地と残りの農地を合せて、ブルーベリーの作付けを予定されており、太陽光発電設備を設置する農地の単収は、地域の平均的な単収と比較して2割を超える減少は見込まれておりません。

以上のことから、転用に係る農地の立地基準と一般基準および営農型太陽光発電設備の設置要件等につきましては、特に支障はないものと認められます。

議案書に戻りまして、2ページをご覧ください。

続いて、関連します、区分地上権設定の議案第1号、整理番号4の案件について説明させていただきます。

区分地上権の設定については、令和6年4月から施行された「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度の取り扱いに関するガイドライン」により農地法第5条の一時転用と併せ、設定が必要となりました。

このことから、パネル設置者と土地所有者が異なりますので、支柱に係る一時転用と同時に太陽光パネル面積の393.485㎡に新たに区分地上権を設定するものでございます。

申請内容の詳細は、先程と同様で別添の詳細資料18ページから39ページまでになります。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

議案第2号、整理番号1の案件につきましては、関連のある議案第1号、整理番号4、についても、一括して、内海亮一委員、お願いいたします。

○内海委員 それでは、議案第2号、整理番号1、議案第1号、整理番号4、の2案件は関係

がございますので、一括して調査結果をご報告申し上げます。

内容につきましては事務局の説明の通りでございます。

代理人に申請内容を聴いたところ、議案第2号、整理番号1の許可申請については、申請地の一部に賃借権を設定し、営農型太陽光発電設備の支柱部分の0.362㎡について、引き続き、一時転用しようとするものです。

議案第1号、整理番号4の許可申請につきましては、パネル設置者と土地所有者が異なりますので、支柱に係る一時転用と同時に太陽光パネル面積の393.485㎡に区分地上権を設定するものです。

また、現地調査につきましては、去る10月5日、平賀委員、菅谷推進委員と現地で義務者に話を聞いたところ、問題はなく申請のとおりでございます。間違ありません。よろしくお願いいたしますとのことでした。

現地にはブルーベリーの苗木が植えてあり、草刈りもされており、きれいになっておりました。

特に問題はないと思われますが、皆様方の慎重ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、議案第2号、整理番号1、及び 議案第1号、整理番号4の案件について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともにならないようですので、これにて議案第2号、整理番号1、及び議案第1号、整理番号4の案件について質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

○議長 議案第2号、整理番号1、及び議案第1号、整理番号4について、議案第2号、整理番号1は原案のとおり許可相当、議案第1号、整理番号4は原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1は原案のとおり許可相当、議案第1号、整理番号4は原案のとおり許可とすることに決定いたします。

○議長 よって、議案第2号、整理番号1につきましては、原案のとおり許可相当として、県知事に意見書を送付いたします。

◎議案第3号（整理番号1）

○議長 続きまして、日程第5、議案第3号「大網白里市農用地利用集積計画の所有権移転について」を議題といたします。

事務局から議案第3号、整理番号1について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の4ページをご覧ください。

本案は、「農業経営基盤強化促進法」に基づき、大網白里市長から農業委員長へ意見を求められたものでございます。

議案書の5ページ、「所有権移転総括表」をご覧ください。

所有権の移転を受ける者は1人、所有権の移転をする者は1人、所有権の移転をする農用地の筆数および面積は、田が2筆、1, 863㎡、畑が1筆、770㎡で、合計面積2, 633㎡、でございます。

次に、議案書の6ページをご覧ください。

所有権の移転等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

次に、議案書の7ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございます。

整理番号1の、所在地名の大字、地目および筆数、合計面積の順に説明させていただきます。

なお、譲受人と譲渡人の住所、氏名および備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号1、四天木、田が2筆、畑が1筆で、合計面積2, 633㎡でございます。

なお、整理番号1の譲受人につきましては、農業従事日数など、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第2項の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、関連して、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、整理番号1の案件につきましては、川嶋一美委員、お願いいたします。

○川嶋委員 議案第3号、整理番号1、大網白里市農用地利用集積計画の所有権移転について、内容は事務局の説明の通りです。

10月5日に吉原推進委員と現地確認し、譲渡人には電話で確認しました。

議案第1号、整理番号1で報告したとおり、譲渡人の実家と譲受人は隣同士で、譲渡人は実家から離れたところに家を構えており田畑の耕作はできないため、隣家の権利者へ所有権移転の話をしたところ、了承していただいたということでした。

譲受人は認定農業者で、農機具が揃っており問題ないと思いますが、皆様の慎重なご審議をお願いします。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、議案第3号、整理番号1について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて整理番号1に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第3号、整理番号1について、採決いたします。

○議長 議案第3号、整理番号1について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長 総員賛成により、議案第3号、整理番号1は、原案のとおり承認することを決定いたします。

◎議案第4号（利用権設定）

○議長 それでは、日程第6、議案第4号「大網白里市農用地利用集積計画の作成について」を議題とします。

事務局から議案第4号、整理番号1から2について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の8ページをご覧ください。

本案は、「農業経営基盤強化促進法」に基づき、大網白里市長から農業委員長に意見を求められたものでございます。

議案書の9ページ、「利用権設定総括表」をご覧ください。

利用権の設定を受ける者は2人、利用権の設定をする者は2人、利用権の設定をする農用地の筆数および面積は、田が5筆で、面積6,528㎡、畑が2筆で、面積1,435㎡、田と畑の合計面積は、7,963㎡でございます。

次に、議案書の１０ページをご覧ください。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

次に、議案書の１１ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございます。

今回の契約種別および件数は、新規が２件でございます。

整理番号１から２の、所在地名の大字、地目および筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明させていただきます。

なお、借受人と貸付人の住所、氏名および備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号１、大網、田が５筆、６，５２８㎡、１０年、金納、全面積で５０，０００円、新規。

整理番号２、北今泉、畑が２筆、１，４３５㎡、５年、無償、新規。

なお、整理番号１から２の借受人につきましては、農業従事日数など、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第５条第２項の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、関連して、新規契約の利用権設定案件について、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、整理番号１の案件につきましては、川寄篤之委員、お願いいたします。

○川寄委員 農用地利用集積計画、整理番号１の調査報告を致します。

申請理由は事務局の説明の通りです。

調査には１０月１日に関本推進委員と貸付人宅へ伺い、話を聞き申請内容に間違いはないということでした。

借受人には電話にて話しを聞きました。前から一部の田は耕作していたが、残りの田が荒れていたもので、それを耕作できるまでに手入れをして耕作できるまでになったので、今回の申請になったそうです。

耕作地はきれいに管理されておりました。

借受人は機械も労力も揃っており問題はないと思いますので、慎重審議よろしく願いいたします。

○議長 ご苦労様でした。

次に、整理番号２の案件につきましては、齋藤重幸委員、お願いいたします。

○齋藤委員

議案第４号、整理番号２についての調査報告を行います。

内容は事務局の説明の通りです。

１０月２日に貸付人に詳細を電話で聞き、借受人とともに申請地を現地確認いたしました。

借受人は畑作農業を営んでおり荒廃農地を再生して耕作のできる状態にして、無償利用貸借で利用集積を申請したと申しておりました。

貸付人もありがたいと申しておりました。

問題はないと思われますが、皆様方の慎重審議お願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。これより、整理番号１から２について、一括して質疑に入ります。ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご質問、ご意見ともにないようですので、これにて整理番号１から２に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第４号、整理番号１から２について、一括して採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

それでは、議案第４号、整理番号１から２について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長 総員賛成により、議案第４号、整理番号１から２の案件は、原案のとおり承認することを決定いたします。

◎報告第１号～報告第４号

○議長 続きまして、日程第７、報告第１号「農地法第３条の３第１項の規定による届出について」、日程第８、報告第２号「農地法第４条第１項第７号の規定による届出について」、日程第９、報告第３号「農地法第５条第１項第６号の規定による届出について」、日程第１０、報告第４号「農地の転用事実に関する照会について」、を一括して議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 はじめに、報告第1号についてご説明いたします。

議案書12ページをご覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出は1件でございます。

各農地の所在地および届出者は、議案書に記載の通りであり、相続による所有権の取得でございます。

届出書類は調っておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第2号についてご説明いたします。

議案書の13ページをご覧ください。

農地法第4条第1項第7号の規定による届出は1件でございます。

目的は歯科医院を建設するための計画でございます。

届出書類は調っておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第3号についてご説明いたします。

議案書の14ページをご覧ください。

農地法第5条第1項第6号の規定による届出は1件でございます。

目的は太陽光発電施設を建設する計画でございます。

届出書類は調っておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第4号についてご説明いたします。

議案書の15ページから20ページをご覧ください。

農地の転用事実に関する照会は11件でございます。

法務局から照会のありました農地の所在地及び申請者は、議案書に記載の通りであり、現地を農業委員及び推進委員と確認いたしました。

法務局には、表の右から4列目、現況欄に記載の通り回答いたしました。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から報告第1号から第4号の説明がありましたが、ご質問、ご意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですか。それでは、ご質問、ご意見とにもないようですので、これにて、日程第7から日程第10の報告事項を終了いたします。

○議長 この際ですから、他に、ご意見、連絡等がありましたら、各委員又は事務局からお願い

いたします。

○議長 特にございませんか。

◎閉 会

○議長 ないようでございますので、以上で、本日の議案の審議および報告事項は全て終了いたしました。

慎重ご審議をいただき、ありがとうございました。

これにて、第30回大網白里市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 3時42分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年10月9日

農業委員会会長

内山充弘

署名委員

鶴澤英夫

署名委員

今関喜明